

ID: 255

担当部署: 上下水道課

処分の概要	占用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	高根沢町下水道条例 第33条第1項		
例規番号	平成5年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第33条の規定による。 (占用の許可)</p> <p>第33条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占有物件」という。)を設け、継続して占有をしようとする者は、規程で定めるところにより第31条各号に規定する図面を添付して管理者に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 占有物件の設置について、規程で定めるところにより第31条の許可を受けたときは、その許可をもって前項の許可があったものとみなす。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日